

大山町住環境整備支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の住環境整備を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により需要低迷の影響を受けた大山町内における消費経済需要を喚起することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 大山町に住民登録があり、かつ、現に居住している者をいう。
- (2) 住環境整備 町民が現に居住する住宅（店舗兼住宅は住居部分に限る。）又は町内に所有する居住していない住宅（大山町空き家空き地情報活用制度に登録のあるものに限る。）について、次の工事又は作業等を町内事業者と請負契約を締結して行うものをいう。
 - ア. 家屋（敷地内の付属屋含）の修繕、補修または増築に伴う工事
 - イ. 室内の老朽化に伴う修繕工事及び畳表替え及び網戸又はふすま等の張替え等の模様替え修繕作業
 - ウ. 敷地内の舗装工事
 - エ. 上下水道への接続工事
 - オ. 庭木の剪定・除草作業（環境衛生整備）等
 - カ. 住宅を囲む塀・フェンス等の修繕工事
 - キ. 外溝工事
- (3) 町内事業者 大山町内に本店若しくは主たる事務所を設置している建築事業者又は設備・土木・造園事業者（個人事業主にあつては、その事業について確定申告を行っている者に限る。）をいう。
- (4) 請負契約 本要綱施行日から令和4年1月31日までに第2号に掲げる工事若しくは作業に係る契約書、請書又は作業依頼書等を締結したものをいう。
- (5) 完成 請負契約による工事又は作業が完了し、令和4年2月28日までにその代金の支払いを終えたことをいう。

(助成対象者)

第3条 この事業による助成の対象者は、住環境整備を目的に町内事業者と請負契約を締結し完成させた者で、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に居住する町民であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 本事業の対象となる経費は、住環境整備に要する費用（直接施工に要する費用並びに当該施工に係る設計費用、設計施工管理費用及び諸経費）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は助成対象経費としない。
 - (1) 見積及び相談に係る費用
 - (2) 契約に必要な印紙代及び消費税
 - (3) 増減築後の家屋に係る所有権登記費用
 - (4) 家電製品の設置に係る製品購入費用
 - (5) 再生可能エネルギー関連設備の購入費用並びに設置、撤去及び修繕費用
 - (6) 家財道具の処分費等、工事又は作業の施工により生じた廃棄物処理によらない費用
 - (7) 介護保険制度等の公的給付の自己負担額
 - (8) 他の補助制度による助成を受けている費用

(助成内容)

第5条 第3条に定める者が助成対象となる住環境整備をした場合、大山町商工会が発行する共通お買物券（以下「お買物券」という。）により予算の範囲内で助成を行う。

- 2 助成額は、前条に規定する助成対象経費に100分の15を乗じて得た額（当該得た額に10,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 本助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年3月4日までに大山町住環境整備支援助成事業助成申請書兼完了報告書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否決定し、大山町住環境整備支援助成事業助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 本助成の申請は1世帯1回限りとする。
- 4 助成対象となる工事若しくは作業を複数発注する場合又は複数の町内事業者に分割発注する場合においては、これをまとめて申請することができるものとする。
- 5 住環境整備に係る町内事業者との請負契約における契約者と申請者は同一の者でなければならない。

(助成の実施)

第7条 前条の規定による助成の決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、令和4年3月18日までに大山町商工会に前条第2項の通知を持参し、お買物券の交付を受けるものとする。

(関係書類の整備)

第8条 被助成者は、助成の対象となった住環境整備に係る工事請負契約書等及び本助成

の申請に係る関係書類を整備し、当該助成を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(助成の取消し)

第9条 町長は、被助成者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請書類等の記載内容に虚偽があったとき。

(2) 第7条に定める期日までにお買物券の交付を受けなかったとき。

2 町長は、前項の規定による助成の取消しを行ったときは、当該取消しに係る者に対し、未使用お買物券の返還若しくは使用されたお買物券がある場合にあっては、当該お買物券の額面相当額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本助成事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成25年大山町条例第31号）を適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りで、その効力を失う。